○厚生労働省告示第六十四号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第２の３の表非イオン界面活性剤の項中「固相抽出―吸光光度法」の下に「又は固相抽出―高速液体クロマトグラフ法」を加える。

○厚生労働省告示第六十五号

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第１条第十七号ハの規定に基づき、資機材等の材質に関する試験（平成十二年厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

３の表非イオン界面活性剤の項中「固相抽出―吸光光度法」の下に「又は固相抽出―高速液体クロマトグラフ法」を加える。

○厚生労働省告示第六十六号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百１号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第百六十１号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年二月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「次の各号」を「第１号に掲げる事項のほか、第二号から第五十一号まで」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第五十一号を削り、第五十号を第五十一号とし、第四十四号から第四十九号までを１号ずつ繰り下げ、第四十三号中「別表第二十八」の下に「又は別表第二十八の二」を加え、同号を第四十四号とし、第四十二号中「又は別表第二十七」を「、別表第二十七又は別表第二十七の二」に改め、同号を第四十三号とし、第四十一号中「又は別表第二十七」を「、別表第二十七又は別表第二十七の二」に改め、同号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、第二十八号から第三十九号までを１号ずつ繰り下げ、第二十七号中「別表第十七」の下に「又は別表第十七の二」を加え、同号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号中「別表第十七」の下に「又は別表第十七の二」を加え、同号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号中「別表第十七」の下に「又は別表第十七の二」を加え、同号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第一号から第十九号までを１号ずつ繰り下げ、第１号として次の１号を加える。

一　総則的事項

１　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条第１項の規定に基づく水質検査（以下この１において「水質検査」という。）を行う検査施設において、水道により供給される水、水源の水、飲用に供する井戸水その他これらに類する水以外の試料（以下この１において「高濃度試料」という。）を扱う場合は、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

(1)　水質検査を行う検査室と高濃度試料の試験操作（試料を検査する目的で、分取、濃縮、希釈又は加熱等を行う操作をいう。以下この１及び２において同じ。）を行う検査室を区分すること。

(2)　検査室において、次に掲げる全ての措置を講ずること。

イ　水質検査と高濃度試料の試験操作を同時に行わないこと。

ロ　高濃度試料の試験操作を行う間は、検査室を十分に換気すること。

ハ　水質検査を行う前に、精製水又は有機溶媒を用いて試験操作を行い、当該水質検査に使用する器具及び装置が高濃度試料により汚染されていないことを確認すること。

２　試験操作又は検量線の作成における内部標準液の添加は、分析装置による自動添加とすることができること。

別表第１の４の次に次のように加える。

５　空試験

ペトリ皿を２枚以上用意し、以下上記４と同様に操作し、培養後、各ペトリ皿の集落数を数え、その値を平均して菌数とする。

別表第２の４中「24時間」を「24～28時間」に改める。

別表第３の３中「１か月以内」を「２週間以内」に改め、同表の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を、「10mlとする。」の下に「この場合、調製した溶液のそれぞれの金属の濃度は、表３に示す濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。」を加え、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作してそれぞれの金属の濃度を求め、表３に示す濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

(1)　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

(2)　上記(1)により求められた差が調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記(1)で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記(1)により求められた差が再び調製濃度の±10%の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第４の４三中「10～100ml」を削り、「採り」を「前処理後の試験溶液の量（以下この４において「調製量」という。）10mlに対して10～100mlの割合となるように採り」に、「１ml」を「調製量10mlに対して１mlの割合」に、「10ml以下」を「調製量以下」に、「10mlとし」を「一定量とし」に改め、同表の５中「メスフラスコ」の下に「４個以上」を加え、「試験溶液と同じ割合となるように硝酸を加え、更に」を、「10mlとする。」を「一定量とする。この場合、調製した溶液のそれぞれの金属の濃度は、表３に示す濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。」に改め、同表の５の次に次のように加える。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４(1)及び(2)と同様に操作してそれぞれの金属の濃度を求め、表３に示す濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４(1)及び(2)と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

(1)　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４(2)に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。